

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に係る主な検討経緯と 平成 29 年度調査について

1. 主な検討経緯

○平成 13 年 6 月：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）を作成（有識者検討会実施）

- －実際に住家の被害認定業務を行う市町村が、統一した方法で、建築の専門的な知識がなくても判定が可能となるよう 標準的な調査方法及び判定方法を提示。



○平成 21 年 6 月：運用指針の改定（有識者検討会実施）

- －運用指針について、その後の運用において明らかになった課題に対応する観点から、全体構成を「地震」「水害」「風害」の災害種別に再構成し、一見して全壊と判断できる場合の追加や水害における損傷程度の見直しなどの改定を実施。

（※）平成 19 年 1 1 月の被災者生活再建支援法改正の際の、衆議院における附帯決議「支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」



○平成 25 年 6 月：運用指針の改定（有識者検討会実施）

- －東日大震災における運用実態を踏まえつつ、平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」の「運用指針」への一本化の可否等について検討し、同様の内容を『補遺』に追加。さらに、部位別構成比について固定資産評価基準に基づいて確認を行い、木造家屋の部位別構成比を改定。

2. 平成 29 年度調査

○平成 29 年度：運用指針の改訂の検討（有識者検討会実施）

- －「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」（平成 28 年 12 月）の結果や、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集の提案事項等を踏まえ、住家の被害認定調査の効率化・迅速化の方法等について検討
- －関東・東北豪雨、九州北部豪雨等の運用実態を踏まえ、水害に係る第 1 次調査の適正な運用に向けて検討 等

【平成 29 年度調査のアウトプット(案)】

- ①「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）の改定案の取りまとめ
- ②「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（以下「実施体制の手引き」という。）の改定案の取りまとめ

3. 平成 29 年度の有識者検討会の開催予定

<p>第 1 回検討会 (11 月 6 日)</p>	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none">・『災害に係る住家の被害認定に関する検討会』について・平成 29 年度調査の概要について・平成 29 年度調査における検討項目について
<p>第 2 回検討会 (12 月予定)</p>	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 29 年度調査における検討項目の見直しの方向性(案)について
<p>第 3 回検討会 (平成 30 年 2 月予定)</p>	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none">・運用指針の改定案(素案)について・実施体制の手引きの改定案(素案)について
<p>第 4 回検討会 (平成 30 年 3 月予定)</p>	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none">・運用指針の改訂案の取りまとめ・実施体制の手引きの改訂案の取りまとめ